16. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して退職時（前）に実施しているもののうち、該当するものに〇印を記載すること。
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

17. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産の移換を行っていない者に対しての説明について
（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）に対して、退職後に実施しているもののうち、該当するものに〇印を記載すること。
（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。
